

8 高齢者の雇用支援策の拡充について

我が国の100歳以上の人口は、増加の一途を辿っており、2050年までには70万人になると見込まれている。

このように、「人生100歳時代」が到来しつつある中で、経済のエンジンを回し地域社会の活力を維持していくためには、働く意欲と能力のある高齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠である。

一方、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業には「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高齢者雇用確保措置）を講じることが義務付けられており、希望者全員が65歳以上まで働く企業の割合は72.5%であるが、70歳以上まで働く企業となると、20.1%に止まっているのが現状である。

また、平成27年度の65歳以上の新規求職申込件数が約44万人であるのに対し、就職件数は2割に満たない状況であり、高齢者が働き続けることができる生涯現役社会の実現に向けては、継続雇用と併せて、離職者の新規雇用の促進を図っていく必要がある。

今後は、働き方改革の一環として雇用支援策を拡充し、65歳から69歳までは勿論のこと、70歳以上の雇用についても、企業の自発的な動きが広がるよう、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 65歳超雇用推進助成金（仮称）の充実

平成28年8月2日に閣議決定された「未来への投資を実現する経済対策」の中で、「65歳超雇用推進助成金（仮称）」の創設が明記されたところであるが、特に70歳以上までの定年延長や継続雇用制度を導入する企業にとって、十分なインセンティブとなるような助成金とすること。

2 高年齢者雇用開発特別奨励金の拡充

65歳以上の高年齢離職者の新規雇用促進を目的とした高年齢者雇用開発特別奨励金について、拡充を行うこと。